

議案第 17 号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 31 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正する条例

琴浦町一向平キャンプ場条例(平成19年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、<u>10年以内</u>とする。ただし、<u>再指定による期間の更新を妨げない</u>。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設設備を<u>毀損</u>し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第9条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設設備を<u>毀損</u>し、若しくは汚損</p>	<p>(管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、<u>同条に規定する町長の指定を受けた日以後最初の4月1日から10年間</u>とする。ただし再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設設備を<u>き損</u>し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第9条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設設備を<u>き損</u>し、若しくは汚損</p>

<p>し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 利用者は、故意又は過失によりキャンプ場の施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 利用者は、故意又は過失によりキャンプ場の施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。